

特集 損保協会 100年のあゆみ

1985年～2016年の沿革

—自由化前夜から現在まで—

【第2回】



損保協会作成の記念ロゴ

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第1回では、協会創立から1985年までの歴史を簡単に振り返った。第2回の今回は、1985年以降の30年間を概観する。

1. 損害保険業界の自由化前夜 (1985年～1995年)

(1) 積立型保険の全盛期

1985年からの約10年間は、バブル景気といわれる経済・社会環境の下、損害保険各社が、積立型保険の販売を積極的

に展開した時期である。積立型保険は、保険本来の補償機能に加え、満期時には満期返戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持ち、保険契約者のニーズに合致した。損害保険各社が積立型保険の改定や多様化に積極的

に取り組んだこともあり、会員会社合計の元受正味保険料に占める積立保険料の割合は43%に達した(1986年度)。

(2) 規制緩和・自由化前夜

戦後の損害保険業界は、保険法に「消費者契約法」を制定し(1997年4月)、保険法に「消費者契約法」を制定し(1997年4月)、保険法に「消費者契約法」を制定し(1997年4月)...

(3) 独占禁止法遵守の取り組み

この時期、損害保険業界において、独占禁止法の遵守強化につながる二つの出来事が発生した。一つは自動車保険修理工賃協定問題であり、損害保険協会が公正取引委員会から、自動車保険にお

ける修理工賃の単価を会員会社間で協定した疑いで、警告(1994年10月)を受けたものである。損害保険協会は、この

警告を受けて、独占禁止法の基本的な考え方や保険実務に即した解説として「損害保険会社の独占禁止法遵守マニュアル」を作成し(1995年11月、現在の「損害保険会社の独占禁止法遵守のた

めの指針)、会員各社に周知を図った。また、部門横断の専任の委員会として業務運営特別委員会を設置し(1996年5月、現在のコンプライアンス委員会)、独占禁止法の遵守に取り組むことになった。

(4) 大規模災害への対応

1991年には日本列島を横断した台風19号が各地に大きな被害をもたら

し、保険金支払額の合計は、風水害に対する保険金としては過去最大の5680億円に達した。また、1995年には阪神・淡路大震災が発生し、地震保険制度創設以来の最高額(当時)となる783億円の保険金を支払うなど、大規模災害に際し迅速かつ適正な保険金支払いに努めた。

(5) 損害保険ネットワークの稼働

通信回線の自由化等に伴う高度情報社会に対応して、損害保険各社を結ぶデータ通信ネットワークを共同開発するため、損害保険協会にネットワー

ク推進準備室(現在のIT推進部)を設置し(1985年7月)、損害保険ネットワー

クを稼働させた。同連盟の加盟会社の多くが損害保険協会の会員会社であったため、公正取引委員会から損害保険協会に対し、会員会社への指導要請があった。これを

受け、損害保険協会と会員会社双方が独占禁止法を遵守するための「独占法コンプライアンス・プログラム」を策定(1997年1月)し、

その後も独占禁止法への対応を最重要課題として取り組むことになった。

(6) 大規模災害への対応

1998年7月、2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(7) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(8) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(9) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(10) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(11) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(12) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(13) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(14) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(15) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(16) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(17) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(18) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(19) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(20) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(21) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(22) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(23) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(24) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(25) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(26) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(27) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(28) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(29) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(30) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(31) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(32) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(33) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(34) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(35) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(36) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(37) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(38) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(39) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(40) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(41) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(42) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(43) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(44) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(45) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(46) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした付随的な保険金の支払い漏れ等の問題が発生し、損害保険各社は、経営管理態勢の見直し等、業務品質の向上に取り組んだ。

こうした状況の中、損害保険協会は、外部からの意見等を損害保険各社の業務改善に反映させるために、有識者をメンバーとする「消費者の声」諮問会議を設置し(2006年9月、現在のお客様の声・有識者諮問会議)、各種ガイドラインの策定、代理店試験制度の改革等の消費者視点に立った各種施策を実施した。

(47) 損害保険協会の再編

2000年代に入ると、規制緩和・自由化の進展や海外保険会社との競争等により、規模の拡大や低コスト化の必要性が高まり、損害保険会社の合併や経営統合が促された。

(48) 損害保険協会の取り組みの変化

従来、損害保険協会の主な業務の一つに、会員会社向けの委員会活動があった。各種委員会では、業界課題が論議され、その結果を業界ルールとして定めるものもあった。こうした業界ルールは、独占禁止法の観点から、ほとんどが廃止され、委員会活動も大幅に見直された。

これに伴い、業界ルール等の遵守状況を監査してきた監査室(1957年設置)も廃止された(1997年3月)。

損害保険業界を取り巻く環境が変化する中、損害保険協会は、初めて中期事業計画(1998年度～2000年度の3か

年計画)を策定し、会員会社向けを主体にした活動から、社会に開かれた活動へとシフトした。

(49) 損害保険協会の一般社団法人への移行

公益法人制度の抜本的改革に伴い、損害保険協会は一般社団法人へ移行した(2012年4月)。

(50) 損害保険業務の共通化・標準化

2006年からの10年間は、消費者保護の推進の時代であった。

消費者契約法が施行(2001年4月)される等、消費者保護の潮流が拡大する中、損害保険業界では2005年から2007年にかけて、自動車保険を中心とした